平成２９年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2901番地　県営戸田北住宅３棟304号、従前の住所愛知県豊田市柿本町７丁目26番地　第１豊栄ハイツ205号
債務者　寄田　典嗣
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８号
松江市下東川津町３番地１
債務者　松原佐世子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０号
松江市下東川津町３番地１
債務者　松原　直章
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７６４号
名古屋市熱田区白鳥１丁目４番24号　ロイヤル白鳥303号
債務者　大石　敬子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６２号
愛知県長久手市塚田725番地　ヴァンベール長久手202号、従前の住所愛知県瀬戸市原山町252番地の９
債務者　加藤　幸夫
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９１号
奈良県天理市庵治町488番地　県営住宅４棟１号
債務者　藤田　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１４号
奈良市東九条町805番地12―406号
債務者　林　　直行
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０３号
埼玉県深谷市西田277番地
債務者　新井　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３３８号
埼玉県行田市大字真名板1322番地
債務者　柿沼　　巧
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４０号
埼玉県深谷市東方町１丁目10番地８　コーポサンシャインＦ棟101号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字富田1730番地13　メゾン・ラ・クール402
債務者　佐藤由加里
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５０７号
栃木県さくら市氏家3489番地29　コーポ・セリーマ103、前住所栃木県さくら市氏家436番地２　三浦貸家６号棟
債務者　柴田　聡子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１１号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目15番地２　ハイツタカトピア201号室
債務者　小松　隆之
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２１号
栃木県鹿沼市上殿町219番地６　サニーハイツ101、前住所栃木県鹿沼市花岡町390番地４
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３４号
栃木県那須郡那須町大字豊原乙2910番地19
債務者　溝口　敬子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３６号
栃木県佐野市浅沼町190番地１
債務者　齋藤　正樹
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４４号
栃木県宇都宮市峰４丁目10番16号
債務者　米田　孝司
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係